

議案第 54 号

令和 2 年度宝塚市一般会計補正予算（第 3 号）

資料 1（30） 災害弔慰金等支給審査委員会委員報酬について

1 委員報酬増の理由

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給にあたり、死亡等の要因が自然災害によるものか否かの判定が困難な場合には有識者で構成する審査会にて判定することになり、災害弔慰金の支給等に関する法律において、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審議会等を置くよう努めることが規定されています。

今回 25 年前の阪神・淡路大震災に関する災害弔慰金の支給申請の申し出があり、災害弔慰金支給の可否を検討する必要があることから、宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正し、災害弔慰金等支給審査委員会を開催するため委員報酬を要求する。

2 災害弔慰金の支給等に関する法律（一部抜粋）

（法第 18 条）

市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 審査委員会の構成員

委員長 1 人・委員 4 人 計 5 人

構成職種 医師 2 人

知識経験者又は市長が適当と認める者 2 人

関係行政機関の職員 1 人

4 審査スケジュール

第 1 回 概要説明・質疑等

第 2 回 審議・聴聞等

第 3 回 支給可否決定等

計 3 回を想定"